岡崎市特別地域訪問介護利用者負担額軽減事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　岡崎市特別地域訪問介護利用者負担額軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担額の軽減を行った場合、予算の範囲内において法人に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年岡崎市規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第２条　前条に規定する事業は、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額の軽減制度の実施要綱に定める特別地域訪問介護加算の算定対象となる訪問介護、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算の算定対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特別地域夜間対応型訪問介護加算の対象となる夜間対応型訪問介護、特別地域小規模多機能型居宅介護加算の対象となる特別地域小規模多機能型居宅介護、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算の対象となる看護小規模多機能型居宅介護、特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算の対象となる介護予防小規模多機能型居宅介護及び第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。

２　対象経費は、前項に規定するサービスの利用に係る介護保険利用者負担額とし、補助率は法人全体の軽減総額の１／２とする。

（申請手続）

第３条　規則第５条の規定による申請書及び添付書類は様式第１号のとおりとする。

（交付の決定）

第４条　市長は、補助金の申請に係る書類を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うものとする。

２　市長は、前項の場合において必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第５条　市長は、補助金の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第６条　市長は、第４条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

（計画変更の承認）
第７条　補助金の交付決定を受けた者が、当該決定にかかる事業の内容を変更するときの変更交付申請書及び添付書類は様式第１号のとおりとする。

（決定の取消し）
第８条　規則第７条の２に規定する決定の取消しの期日は、交付決定を受けた日から 30 日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）
第９条　法人は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その旨、愛知県知事に申し出た上で市長の承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）
第 10 条　法人は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）
第11条　規則第10条に定める実績報告書及び添付書類は様式第２号のとおりとする。
２　前項に定める実績報告の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から30日以内又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）
第 12 条　市長は、実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第 11 条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により法人に通知するものとする。

（補助金の交付）
第 13 条　補助金は、補助事業が完了し、前条の補助金の額の確定後、法人からの請求により交付する。

（軽減状況記録票の記載）
第 14 条　法人は、軽減状況記録票（様式第３号）を作成しなければならない。
２　市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

（実施細則）
第 15 条　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

１　この要綱は、平成 20 年４月１日から適用する。
２　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附則
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、令和６年４月１日から適用する。